

木とのふれあい推進事業実施要綱

平成25年3月29日付24産労農森第942号
改正 平成26年4月1日付25産労農森第1081号

(趣旨)

第1 東京の森林の循環を維持するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用が不可欠である。

このため、本事業は、子供が生活・活動する公共建築物等（以下「施設」という。）への多摩産材の利用の促進を支援することにより、多摩産材の積極的なPRを図るとともに、子供が木とふれあい親しみ、木材の良さを知ること目的とするものである。

(支援の対象者)

第2 支援の対象者は、都内において次に掲げる施設を運営するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、東京都内に設置された私立の幼稚園若しくは小学校を運営するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する都道府県知事の認可を受け、都内に設置された認可保育所を運営するもの
- (3) 児童福祉法に規定する認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証した認証保育所を運営するもの
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する都道府県知事の認定を受け、都内に設置された認定子ども園を運営するもの

(支援の対象事業)

第3 支援の対象となる事業は、別表のとおりとする。

(事業の公募)

第4 知事は、支援の対象となる事業を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 公募に関し必要な事項は、別に定める。

(事業の決定)

第5 知事は第4に基づく申請があった場合は、第6に定める審査会による審査の上、適切と認められる事業について支援の決定をする。

- 2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(審査会の設置)

第6 知事は、第5に基づく審査を行うため、木とのふれあい推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(指導助言等)

第7 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第5第1項により支援の決定を受けた事業について、指導助言を行うことができる。

2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、報告を求めることができる。

(支援の内容)

第8 知事は、第5第1項により支援の決定を受けた事業について、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

事業	事業の内容
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用する内装木質化 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり0.03 m ³ 以上
木製遊具の整備	多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ※多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり0.08 m ³ 以上
木製什器の整備	多摩産材を使用した木製什器の整備 ※多摩産材の使用量は、製品個々において50%以上

（注）いずれも、子供が日常的に利用するものであること。